

地域密着型通所介護と宿泊サービスの利用について

次の①から③は、地域密着型通所介護と宿泊サービスの他市被保険者の利用について、東久留米市の地域密着型サービスの制度運用に関する考えとして、お願いしてきたところでございますが、昨今、下記のような利用事例が散見されますので、再度ご周知をさせていただきますことになりました。

どうぞご理解とご協力をお願いします。

【制度運用に関する考え】

- ① 東久留米市の介護保険事業計画及び東久留米市の地域密着型サービスの制度運用との整合性から、当該事業所の利用登録に占める市民割合6割を維持していただきたい。
- ② 東久留米市において、宿泊サービスは、東久留米市被保険者からのニーズが高いことから、介護保険制度外のサービスではあるが本市としても可能な限り支援を行っている。そうした実情から、他市被保険者については、宿泊サービスの利用は勿論のこと、宿泊サービスの長期利用について最大限これを回避し、東久留米市被保険者の利用を最優先に受け入れていただきたい。
- ③ 上記①②について、保険者（東久留米市）とはパートナーシップがはかれる関係として、引き続き、事前の報告や相談を行っていただきたい。

【過去にあった事例】

- ・東久留米市と協定を締結している保険者（小平市・東村山市・清瀬市・西東京市）の被保険者の受け入れについて、指定状況の確認をせず、保険者の指定を受ける前に利用を開始してしまったため、請求が通らなかった。

↓

協定締結の有無に関わらず、指定は必要。

- ・新座市からの指定を既に受けているため、市民割合が6割を下回っているにも関わらず、東久留米市へ事前相談をせず、新座市の被保険者の利用を開始してしまった。

↓

東久留米市と協定を締結していない保険者の被保険者については、指定を受けていても利用者ごとに同意・不同意の手続きが必要なため、受け入れ前に東久留米市へ要相談。かつ①により、6割を下回っている場合は、受け入れ前に東久留米市へ要相談。

- ・西東京市からの指定を既に受けており、長期宿泊希望の西東京市の被保険者について、東久留米市へ事前相談をせず、利用を開始してしまった。

↓

②により、他市の長期宿泊希望者の受け入れは原則不可。やむを得ない事情がある場合は、受け入れ前に東久留米市へ要相談。

- ・東久留米市内の住所地特例施設（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など）に入居している他市の被保険者の住民登録地を被保険者証で確認せず受け入れてしまったところ請求が通らなかった。

↓

東久留米市に転入していなかった（住民登録地が他市のまま）ため、指定が必要。

【他市被保険者の受け入れ理由の例】

- ①平成28年3月31日以前から要支援で利用していた方が、要介護になった場合
- ②市民の利用希望がなく、欠員がある場合等の合理的な理由がある場合
- ③虐待等のやむを得ない理由がある場合

令和元年5月13日作成